

学校感染症一覧（令和6年10月改訂）

第一種感染症

| 感染症名 | 出席停止期間の目安 |
|---|---------------------------|
| エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9） | 治癒するまで（医師が感染の恐れがないと認めるまで） |

第二種感染症

| 感染症名 | 出席停止期間の目安 |
|------------------|-------------------------------|
| インフルエンザ（H5N1 除く） | 発症後 5 日経過かつ解熱後 2 日経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで 又は 5 日間の抗生素治療終了まで |
| 麻疹（はしか） | 解熱後 3 日経過するまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 腫脹発現後 5 日経過かつ全身状態が良好になるまで |
| 風疹（三日ばしか） | 発疹が消失するまで |
| 水痘（みずぼうそう） | 全ての発疹が痂皮化するまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状消退後 2 日経過するまで |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症後 5 日経過かつ症状軽快後 1 日経過するまで |
| 結核 | 医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師が感染の恐れがないと認めるまで |

第三種感染症

| 感染症名 | 出席停止期間の目安 |
|---|-------------------|
| ウイルス性肝炎（A型・E型を除く）、マイコプラズマ肺炎、クラミジア肺炎、感染性胃腸 | 医師が感染の恐れがないと認めるまで |

炎（ノロウイルス等）、溶連菌感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑（りんご病）、突発性発しん、RSウイルス感染症、ヒトメタニューモウイルス感染症、帯状疱疹、咽頭結膜熱（プール熱）、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、百日咳、腸管出血性大腸菌感染症（O157など）、その他の感染症

【参考】

文部科学省「一般的な感染症対策」

厚生労働省「感染症法に基づく類型分類」

学校保健安全法施行規則 第18条・第19条

公益財団法人 日本学校保健会「学校において予防すべき感染症の解説（令和5年度改訂）」